

分科会等名： 障害者との共生分科会 視覚障害者との共生小委員会

1	所属委員会名 (複数の場合は、主体となる委員会に○印を付ける。)	臨床医学委員会
2	委員の構成	6名以内の会員、連携会員又は会員、連携会員以外の者
3	設置目的	障害者との共生社会を構築する事を議論している過程で、「精神障害」、「視覚障害」、「聴覚障害」、「運動器障害」について、それぞれに特異な問題点を洗い出し、その対応を議論してから、それを統合する形で、複合障害とその他の障害について話を進めるのが効率的であるとの結論に達した(平成18年7月21日開催の「障害者との共生分科会」、6-A会議室)。 その結論をうけて、より専門的にそれぞれの問題を掘り下げる為に、上記の小委員会の設置を建議するものである。 (なお、「精神障害者」問題については、19期の対外報告書「精神障害者との共生社会の構築をめざして」(平成15年6月24日、日本学術会議)に良くまとめられているとの上記分科会の判断から、今の時点で、新たに小委員会を設けない事とした。)
4	審議事項	「視覚障害者」「聴覚障害者」「運動器障害者」の社会との共生で、現在、取り上げるべき問題点を、それぞれに整理し、その対応について、各委員会が報告書の一部となるべき下案を作成する。親となる分野委員会は、小委員会の報告を受けて、それらを統合しながら、議論を深める。
5	設置期間	平成20年10月3日～平成22年9月30日
6	備考	